

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 1日	
山口県知事 殿	
提出者	
住 所 山口県防府市大字西浦888番地1号	
氏 名 マツダ株式会社	
防府工場長 末廣 誠二	
電話番号 0835-29-1111 (代表)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	マツダ株式会社 防府工場
事業場の所在地	(西浦地区) 山口県防府市大字西浦888番地1号 (中関地区) 山口県防府市大字浜方大浜415番地の8
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	輸送用機械機具製造業、医療業
② 事業の規模	9,520 (億円) ※両地区出荷額の総和
③ 従業員数	4,423 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「産業廃棄物発生・処理工程」 のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙「廃棄物管理体制図」 のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1 のとおり	
	排 出 量	7,225 t	t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物発生量削減の年度目標を設定し、各部門が使用原材料削減および廃棄物削減活動を、継続的に実施している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1 のとおり	
	排 出 量	9,520 t	t
	（今後実施する予定の取組） 単位生産量あたり廃棄物発生量を前年度より削減し、特に生産変動に連動しない固定領域の廃棄物量を削減することで、総発生量も抑制する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物の種類ごとに置場整備と表示を行い、ルールの設定・教育により、確実に分別ができるようにしている。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ルールの再教育など、これまでの活動を継続して実施する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	3,780 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃水処理工程で発生した汚泥を、脱水機で脱水して減量化している。近年、中関地区、西浦地区ともに脱水機を更新し、更に減量化した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	4,980 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでの活動を継続し、さらに脱水機の改善により、脱水効率の向上・減量化を図る。両地区ともスラッジ削減のため、凝結材の見直し等を行う。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	3,445 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2,696 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,445 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	産業廃棄物を適切に処理でき、かつ再生利用できる業者を選定して、委託契約を締結している。これにより直接埋立廃棄物量をゼロにし、処理後残渣の発生も最小になるように取り組んでいる。また、処理委託先の現地確認により、適切な処理が継続して行われていることを確認している。		

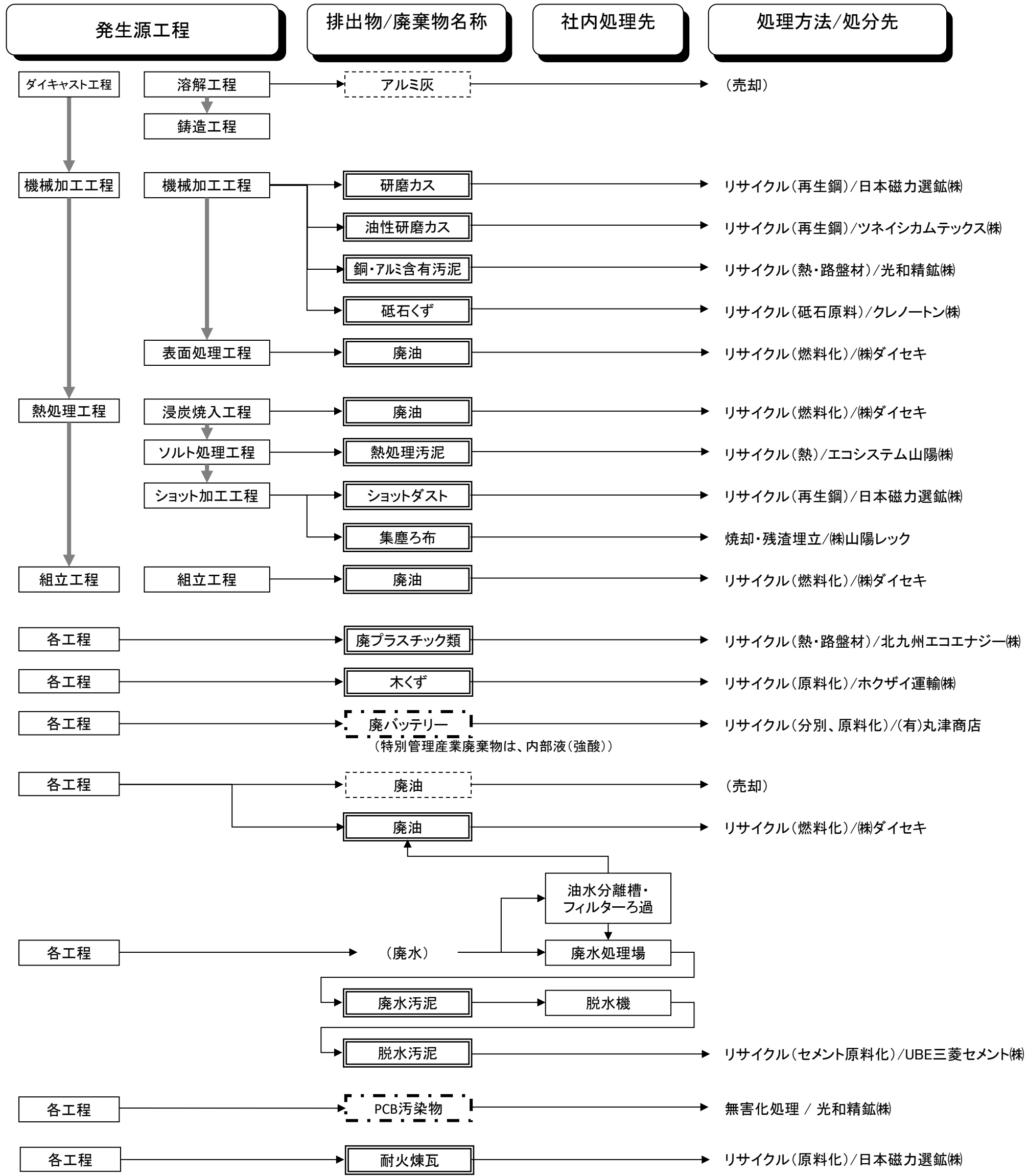
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙２－１のとおり	
		全 処 理 委 託 量	4,540 t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3,550 t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	4,540 t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		(今後実施する予定の取組) これまでの活動を継続し、適切な契約締結や、処理委託先の現地確認を行う。 新規の委託契約を締結する際は、優良認定処理業者との契約を検討する。		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

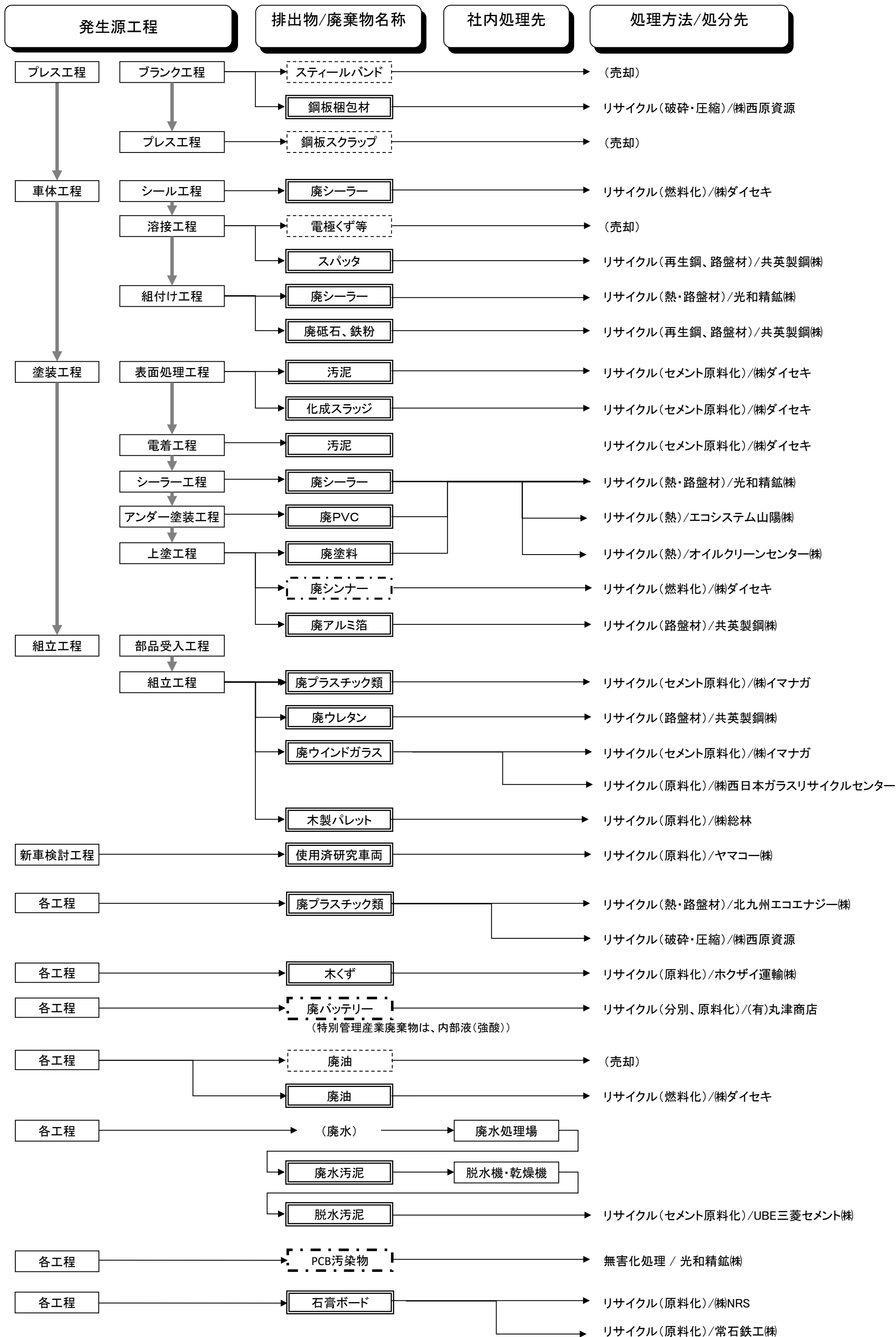
マツダ株式会社防府工場（中関地区） 産業廃棄物発生・処理工程 （2023年度実績）

【凡例】 : 工程、場所 : 産業廃棄物 : 特別管理産業廃棄物 : 有価物



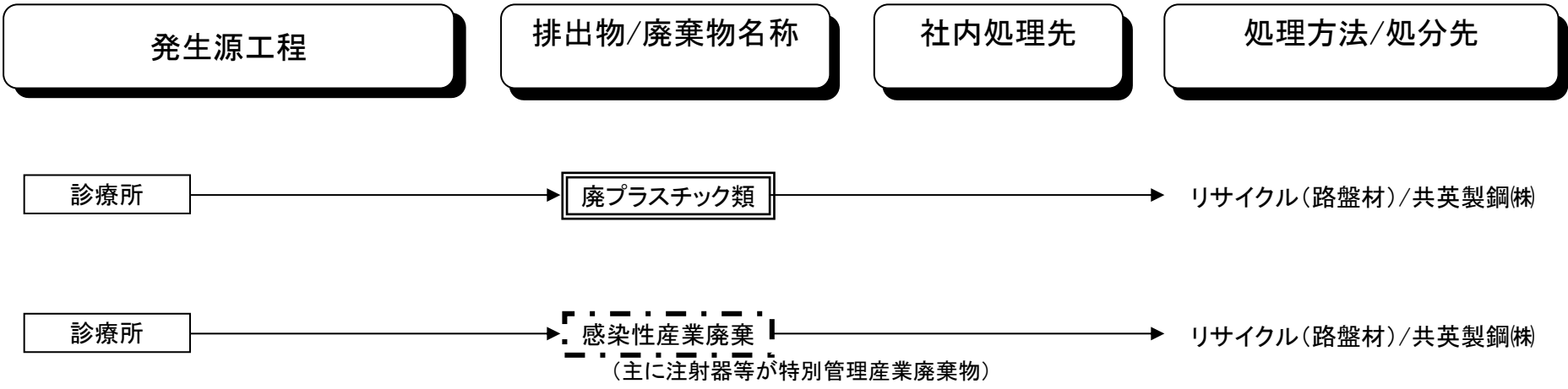
マツダ株式会社防府工場（西浦地区） 産業廃棄物発生・処理工程 （2023年度実績）

【凡例】 : 工程、場所 : 産業廃棄物 : 特別管理産業廃棄物 : 有価物

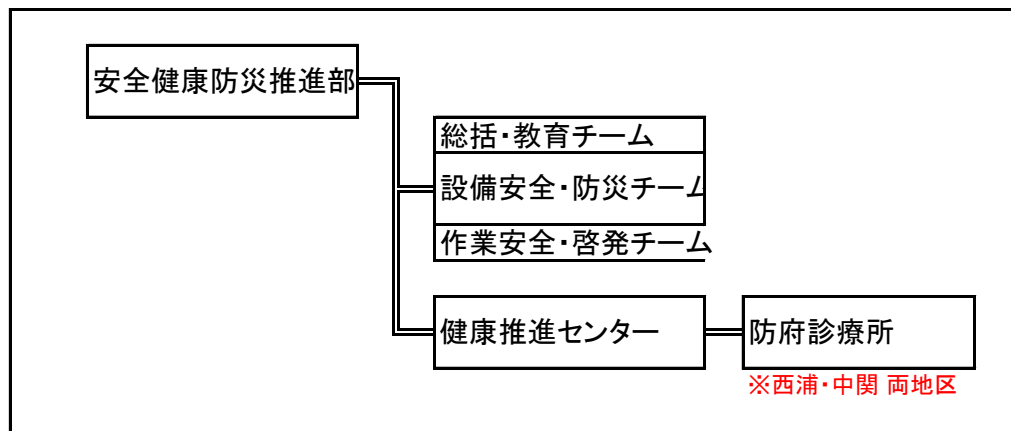
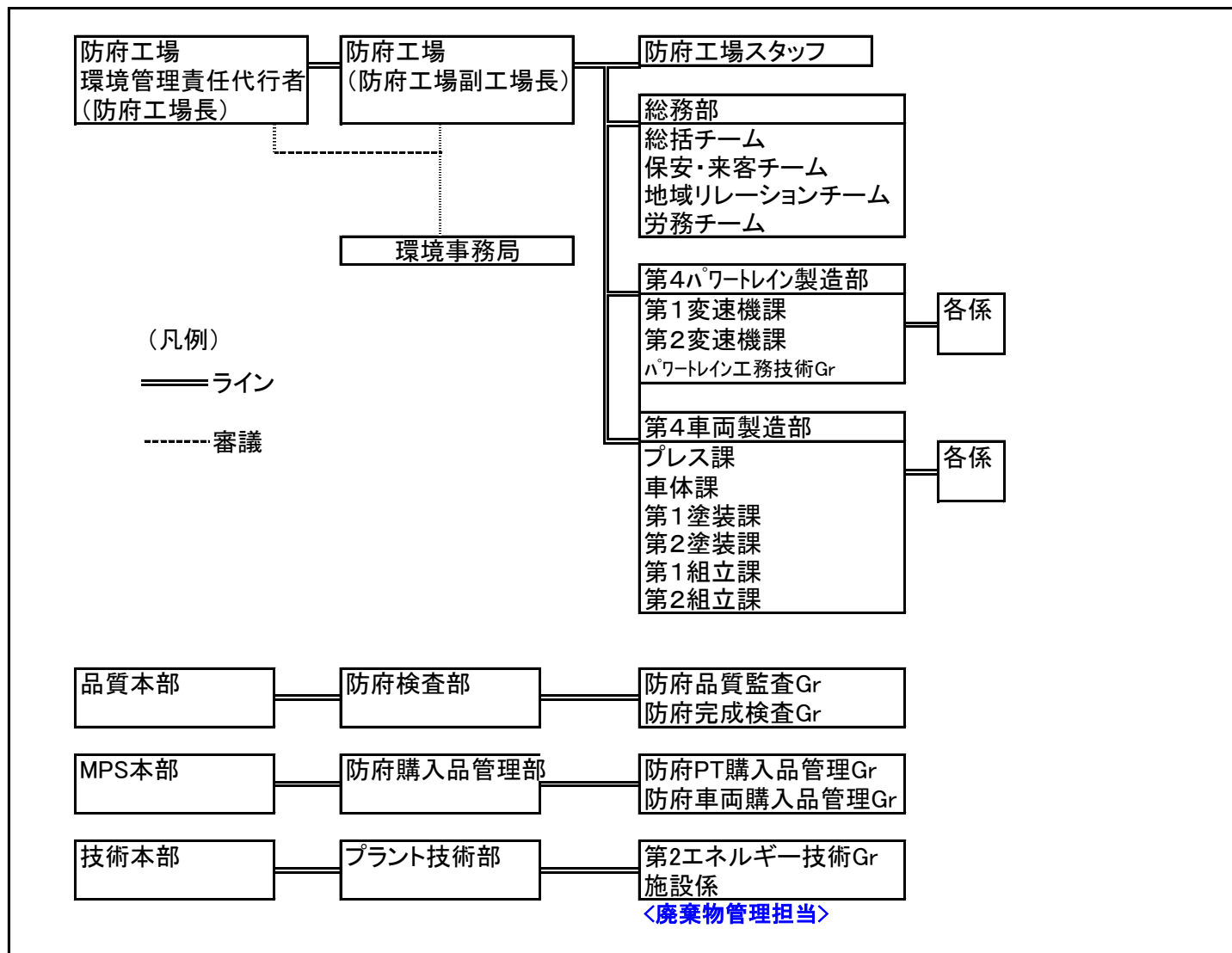


マツダ株式会社防府工場（西浦・中関 両地区 診療所） 産業廃棄物発生・処理工（2023年度実績）

【凡例】 : 工程、場所 : 産業廃棄物 : 特別管理産業廃棄物



(別紙) 廃棄物管理体制図



役割	環境管理責任代行者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 工場廃棄物管理規程の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	環境事務局	○ ISO14001環境マネジメントシステムに基づく、廃棄物削減の推進 ○ 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項の検討
	各部門	○ 廃棄物削減活動 ○ 発生した廃棄物の適切な分別、保管場所の管理
	廃棄物管理担当	○ 廃棄物処理業者、再生利用業者の調査、選定、管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ その他関連事項

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(2024年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	マツダ株式会社 防府工場	所在地(市町名)	防府市	事業の種類	輸送用機械 器具製造業
-------------	--------------	----------	-----	-------	----------------

区分	種 類	(単位：トン)																			
		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	4,793	6,310					3,780	4,980			1,013	1,330	1,013	1,330	1,013	1,330				
	廃油	67	90									67	90	67	90	67	90				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	430	570									430	570			430	570			0	0
	紙くず																				
	木くず	1,616	2,130									1,616	2,130	1,616	2,130	1,616	2,130				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	251	330									251	330			251	330				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	68	90									68	90			68	90				
	鋳さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		7,225	9,520	0	0	0	0	3,780	4,980	0	0	3,445	4,540	2,696	3,550	3,445	4,540	0	0	0	0